船橋市介護分野の職員の賃上げ事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　令和７年度船橋市介護分野の職員の賃上げ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、「船橋市補助金等の交付に関する規則」（昭和５６年船橋市規則第５０号）、「令和７年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」（令和７年１２月２５日付け老発１２２５第３号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　令和８年度介護報酬改定の時期を踏まえ、緊急的対応として、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対する賃上げ支援に必要な経費を補助することにより、人材流出を防ぐことを目的とする。

（交付の対象）

第３条　本補助金は次の事業所等について交付の対象とする。

⑴　対象事業所　船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約を締結している事業所のうち、当該対象期間において介護サービスを提供しているもの

⑵　対象者　国実施要綱６（３）の要件を満たす事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該事業所等に勤務する介護従事者を対象とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人その他団体の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

⑵　次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

⑶　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助金の算定方法）

第４条　本補助金の補助額は、以下の式により事業所ごとの補助額を算出し補助額を合計することで確定することとする。

なお、事業所ごとの補助額の算出に当たっては、１円未満を切り捨てとする。

事業所ごとの補助額 ＝ ａ × ｂ

ａ　対象月の介護総報酬　対象月に船橋市地域包括支援センター（直営）から委託を受けたプラン作成に係る介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、１単位の単価を乗じたもの。なお、対象月は令和７年１２月から令和８年５月までとする。

ｂ　交付率　２.１％

（補助金の要件）

第５条　対象月において、船橋市地域包括支援センター（直営）から委託を受けて、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのケアプランを作成していること。

（申請手続）

第６条　介護サービス事業者等が本補助金の交付を申請しようとするときは、別紙第１号様式を作成の上、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は、第６条に定める申請等があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付を決定（決定の変更を含む。）し、申請者に対して交付決定通知（第２号様式）により、その決定内容を通知する。

（交付決定等の取消等）

第８条　市長は、補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

⑵　本補助金を他の用途に使用し、その他本事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

⑶　暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律（平成３年法律第７７号）第４条第２号に該当する者（交付事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同号に該当する者である法人その他の団体）であることが判明したとき（４）この要綱の規定又は第５条に定める交付の条件に違反した場合

２　市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

３　本補助金の交付を受けた事業者は、第１項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額を市に納付しなければならない。

４　市長が第７条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第９条　市長が周知を行ったにもかかわらず、事業者から第６条第１項に規定する日までに同項の規定による申請が行われなかった場合は、本補助金を受けることを辞退したものとみなす。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１０条　本補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第１１条　その他、この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月１日から施行し、令和７年１２月１日より適用する。

第１号様式

船橋市介護分野の職員の賃上げ事業補助金に係る申請書

船橋市長あて

＜事業者（申請者）＞

事業者 所在地	
事業者 名称	
代表者 職・氏名	印

＜事業所＞

事業所番号												
事業所 所在地												
事業所 名称												
代表者 職・氏名												
E-mail（交付決定通知送付）												

船橋市介護分野の賃上げ事業補助金の支給を次のとおり申請します。

１．申請・受領とも事業者が行う	口座名義が事業者	**いずれか１つに「○」をしてください。** **１以外に「○」をした場合は、下記の委任状が必要になります。**
２．申請は事業所、受領は事業者が行う		
３．申請・受領とも事業所が行う	口座名義が事業所	
４．申請は事業者、受領は事業所が行う		

＜指定口座＞

金 融 機 関 名 称		支 店 名 称	
銀行 信用金庫 信用組合 農協			本店 支店 出張所
口座種別	1.普通 2.当座 3.その他.(　　)	口座番号	
口座依頼人	フリガナ		
	名義人		

✂✂✂

第２号様式

船橋市介護分野の職員の賃上げ事業補助金交付決定通知書

船地ケア第号
年　　月　　日

事業所名
住所
代表者氏名 様

船橋市長　　印

令和８年 月 日付で申請のあった船橋市介護分野の職員の賃上げ事業補助金交付について、下記のとおり決定したので通知します。

事業所名	
対象期間総単位数	単位
交付決定額	円